



平成23年7月15日

健康局疾病対策課肝炎対策推進室

(担当・内線) 室長補佐 三好(2943)

(代表電話) 03(5253)1111

(ダイヤルイン) 03(3595)2103

報道関係者各位

世界肝炎デーについて

世界保健機関（WHO）は、2010年に世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図ることを目的として、7月28日を“World Hepatitis Day”（世界肝炎デー）と定め、肝炎に関する啓発活動等の実施を提唱しました。

今年のテーマは、「This is hepatitis」、スローガンは、「Know it. Confront it. Hepatitis affects everyone, everywhere」（肝炎は世界中の誰もが感染する病気。正しく理解し、立ち向かおう。）です。

我が国では、肝炎対策基本指針（平成23年5月16日策定）に基づき肝炎対策の総合的な推進を図ることとし、肝炎の予防、病気や治療に関する正しい理解が進むように普及啓発や情報提供を推進いたします。

世界肝炎デーについて

1 世界肝炎デーとは

世界保健機関（WHO）は、2010年に世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図ることを目的として、7月28日を“World Hepatitis Day”（世界肝炎デー）と定め、肝炎に関する啓発活動等の実施を提唱しました。

2 今年の世界肝炎デーキャンペーンテーマについて

今年のテーマは、「This is hepatitis」、スローガンは、「Know it. Confront it. Hepatitis affects everyone, everywhere」（肝炎は世界中の誰もが感染する病気。正しく理解し、立ち向かおう。）です。

（WHOの関連サイト）

http://www.who.int/mediacentre/events/annual/world_hepatitis_day/en/index.html

3 我が国の取組の現状

我が国では、肝炎対策基本指針（平成23年5月16日策定）に基づき肝炎対策の総合的な推進を図ることとしています。

（1）今後の取組の方針

肝疾患の正しい知識について、国民に十分に浸透していないと考えられます。こうした中で、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病気や治療に関する正しい理解が進むように普及啓発や情報提供を推進する必要があります。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に関する正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を始めとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。

（2）今後国が取り組む事項

- 平成22年5月の世界保健機関（WHO）総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、日本肝炎デーを設定します。あわせて、公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が従来から実施してきた「肝臓週間」と連携し、肝炎に関する集中的な普及啓発を行います。

- あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行います。
- 国民に対し、近年、我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎(ジェノタイプA)は、従来に比し、感染が慢性化することが多いとされていることに鑑み、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行います。
- 肝炎患者等への受診勧奨を行うため、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について普及啓発を行います。
- 肝炎患者等、医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる者、事業主等の関係者が、それぞれにとって必要な情報を取りまとめ、普及啓発を行います。
- 就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請します。
- 地域の医療機関において、肝炎に係る情報提供が適切になされるよう、肝炎情報センターに対し、情報提供の機能を充実させるよう要請します。
- 拠点病院の肝疾患相談センターを周知するための普及啓発を行います。
- 医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知します。
- 肝炎患者等に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究を行い、その成果物を活用し、地方公共団体と連携を図り、普及啓発を行います。